

図5 病院・消防署と主要道路の位置関係

東京都の救急搬送(平常時)



図6 東京都の救急搬送時間(平常時)

東京都の救急搬送時間(平常時)

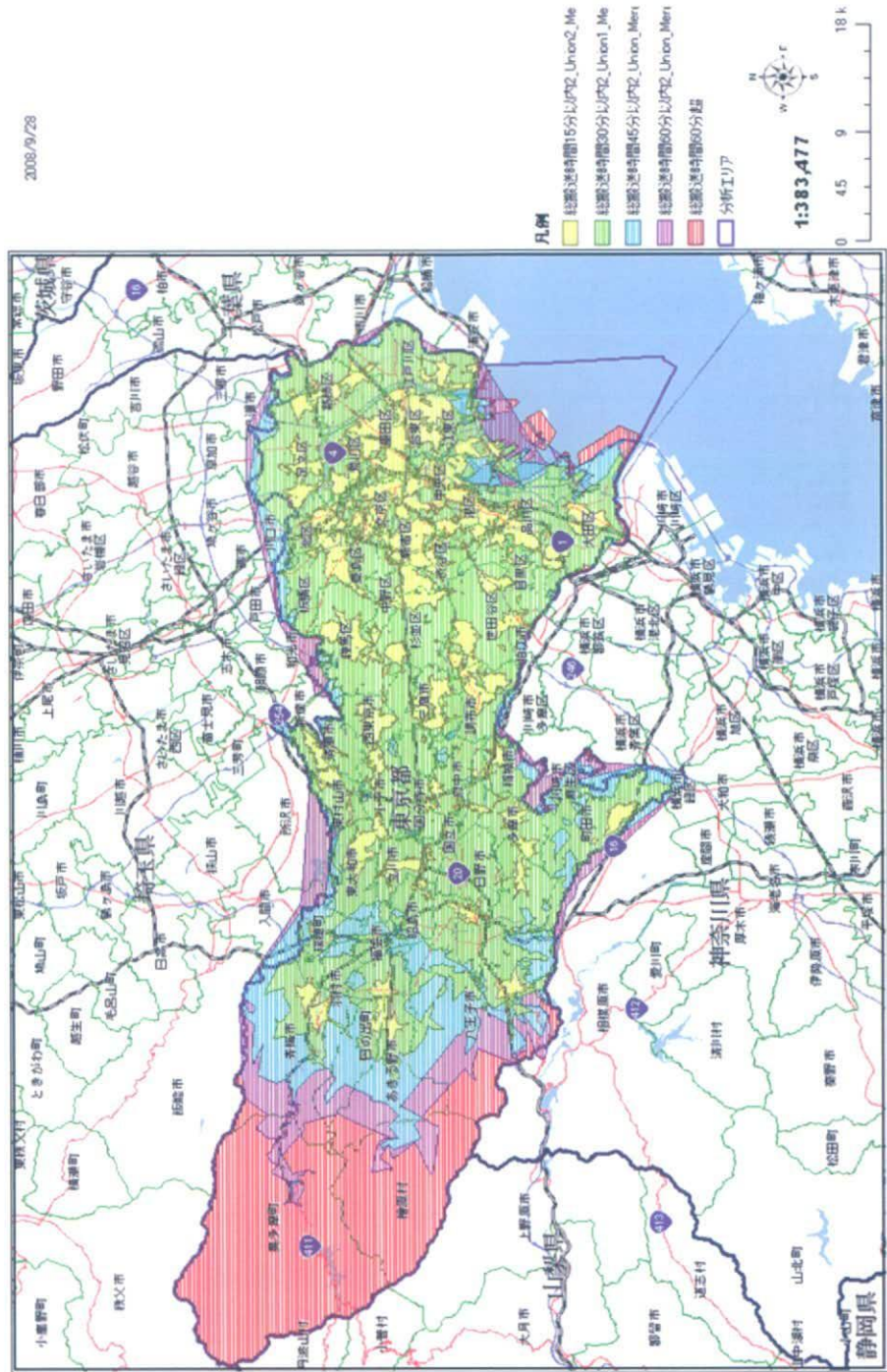


図7 運転時間15分での転送可能領域

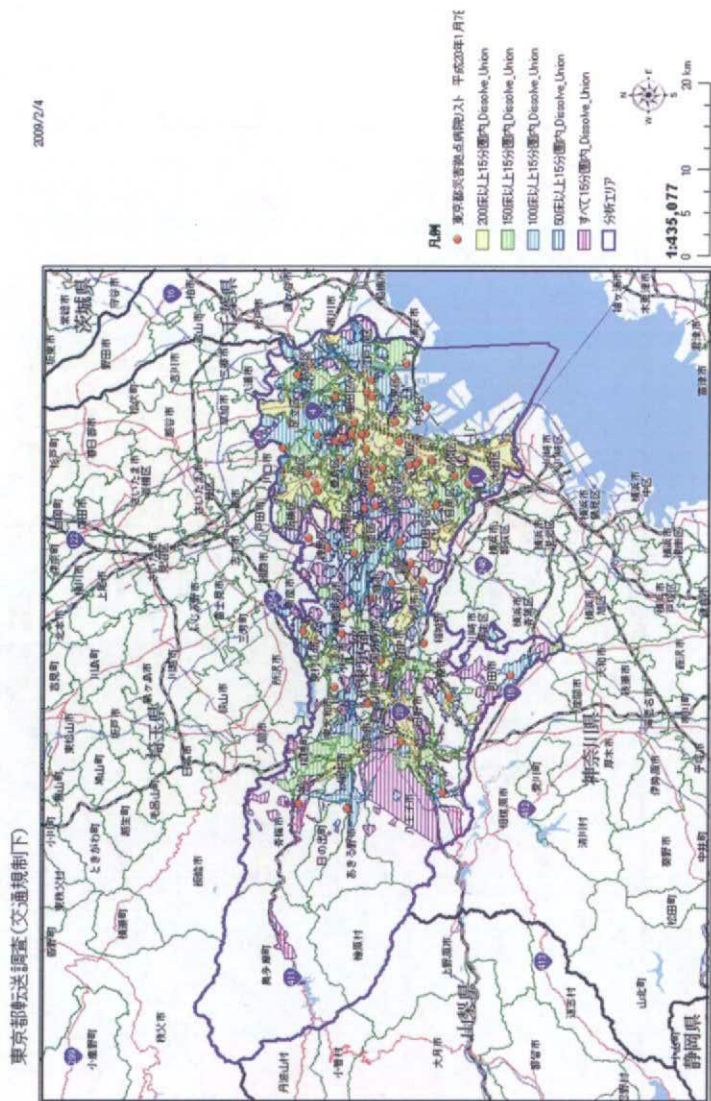
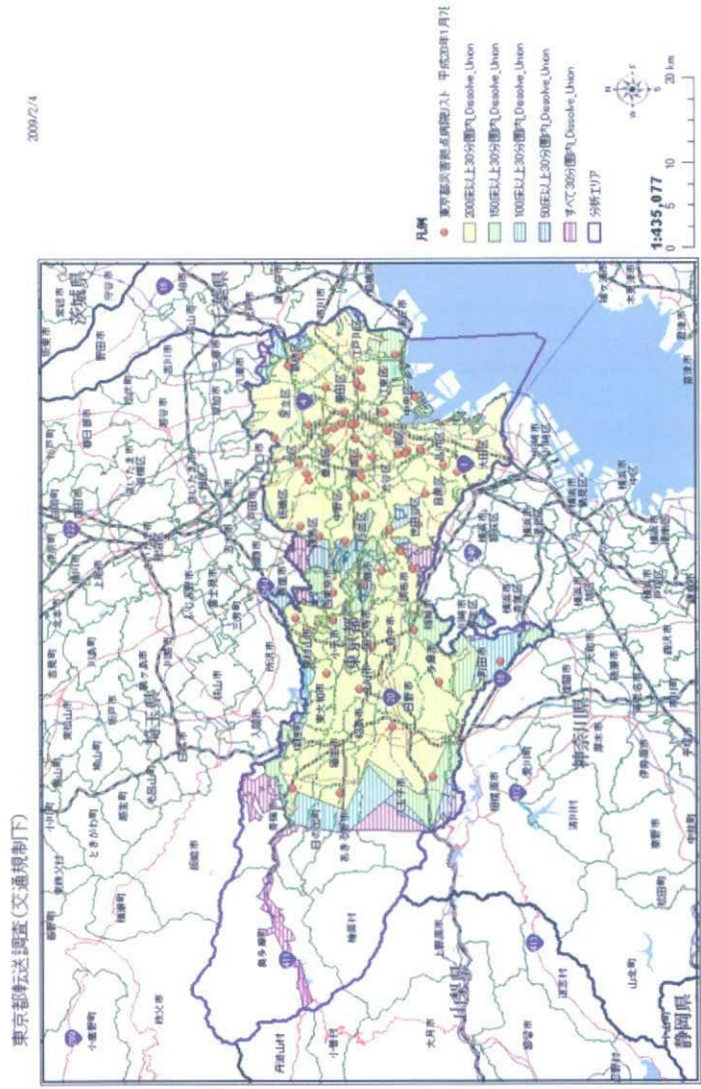


図8 運転時間30分での転送可能領域



**表1 大規模災害発生時に30分以内に到達できる
災害拠点病院数1(一般病床200床以上)**

施設名	30分以内に到達できる 東京都災害拠点病院数
国家公務員共済組合連合会九段坂病院	19
佐々木研究所附属杏雲堂病院	15
社団法人東京都教職員互助会三楽病院	10
社会福祉法人三井記念病院	17
東京通信病院	8
国立がんセンター	17
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	17
せんぼ東京高輪病院	10
国際医療福祉大学附属三田病院	14
東京厚生年金病院	12
同愛記念病院	13
社会福祉法人賛育会 賛育会病院	12
医療法人財団康済会病院	4
東芝病院	1
総合病院厚生中央病院	7
東邦大学医療センター大橋病院	5

**表2 大規模災害発生時に30分以内に到達できる
災害拠点病院数2(一般病床200床以上)**

施設名	30分以内に到達できる 東京都災害拠点病院数
国家公務員共済組合連合会 東京共済病院	7
東京労災病院	1
医療法人財団仁医会牧田総合病院	2
医療法人社団松和会 池上総合病院	3
日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	3
社会保険蒲田総合病院	2
財団法人日産厚生会玉川病院	2
国立成育医療センター	1
JR東京総合病院	7
社会福祉法人慈生会病院	5
医療法人財団河北総合病院	2
東京北社会保険病院	5
東京都老人医療センター	10
医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	9
心身障害児総合医療療育センター	4
財団法人東京都医療保健協会 練馬総合病院	5

**表3 大規模災害発生時に30分以内に到達できる
災害拠点病院数3(一般病床200床以上)**

施設名	30分以内に到達できる 東京都災害拠点病院数
医療法人社団苑田会 苑田第一病院	5
医療法人社団健生会 立川相互病院	4
国家公務員共済組合連合会立川病院	4
財団法人 日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院	3
東京都立神経病院	1
都立府中療育センター	1
医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院	1
日野市立病院	3
国立療養所多磨全生園	2
公立福生病院	2
財団法人結核予防会 複十字病院	1
独立行政法人国立病院機構東京病院	2
独立行政法人国立病院機構村山医療センター	2
社会福祉法人日本心身障害児協会 島田療育センター	2
医療法人社団東光会西東京中央総合病院	1

表4 いずれの災害拠点病院にも30分以内に到達できない一般病床200床以上の病院

国家公務員共済組合連合会 総合病院三宿病院
自衛隊中央病院
社会福祉法人仁生社江戸川病院
ふれあい町田ホスピタル
国立精神・神経センター病院

東京都防災関係アンケート（東京都の回答）

東京医科歯科大学大学院
 医歯学総合研究科 環境社会医歯学系専攻
 医療政策学講座 政策科学分野

Q.1 首都直下型地震の際に必要な医療用の水の量を算定していますか？

- a. 算定している b. 算定していない c. これから算定する d. 算定する予定もない

Q.2 想定ではどれくらいの医療機関で水の確保が問題になると考えますか？

- a. すべての医療機関のうちの _____%が、十分な水を確保できない
 b. 災害拠点病院のうちの _____%が、十分な水を確保できない
 c. わからない

Q.3 災害拠点病院の水供給には問題はありませんか？

- a. 問題ない
 b. 備蓄用のタンクを備えたり井戸を掘削して自ら水を確保しているので問題ない
 c. 問題がある(問題を認識している)
 d. わからない

Q.3-1 「c」と答えた方に伺います。具体的にどのような問題がありますか？

Q.4 災害時に医療機関が必要とする水を確保できますか？

- a. できる b. できない c. これから検討する予定である

Q.5 必要となる水を確保するために、どのような対策を講じていますか？

- a. 医療機関に自ら水を確保することを平素から要請している
 b. 区市町村に医療機関用の水の確保を平素から要請している
 c. 医療機関への給水を目的とした給水車を確保している
 d. 住民を対象とした給水車の余裕があれば医療機関にまわす
 e. 水道管の耐震化を進めている

Q.6 防災計画には医療機関の水の確保に関する記述がありますか？

- a. ある b. ない c. 策定中であるため起債の有無は現時点では不明

Q.7 災害時の医療用の水はどこが責任を持って確保すべきと考えますか？

- a. 医療機関 b. 区市町村 c. 東京都
d. その他()

基本的には、平常時の準備を含め災害時の水の確保は自助で対応するものと考えているが、要請に基づき、応急給水については東京都が対応する。

Q.8 他自治体などとの防災協定には水の融通についての項目がありますか？

- a. ある b. ない

- ・17大都市水道局との災害相互応援に関する覚書
- ・東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定

ただし、これらの協定は、各自治体が確保している水自体を供給するという内容ではなく、災害時に必要な水を搬送するために必要な車両及び人員を供給するという内容である。

Q.8-1 Q.8で「ある」と答えた方に伺います。医療用の水の融通も協定に含まれていますか？

- a. はい b. いいえ

Q.9 医療機関から水供給の要請があった場合、どのように対処しますか？

- a. 早急に給水車を派遣するなど、必要な水を供給する
b. ペットボトルとして供給する
c. 自らは対処できないので、国、自衛隊、区市町村に連絡する
d. まったく対処できない

図9 減災・防災のための広域連携



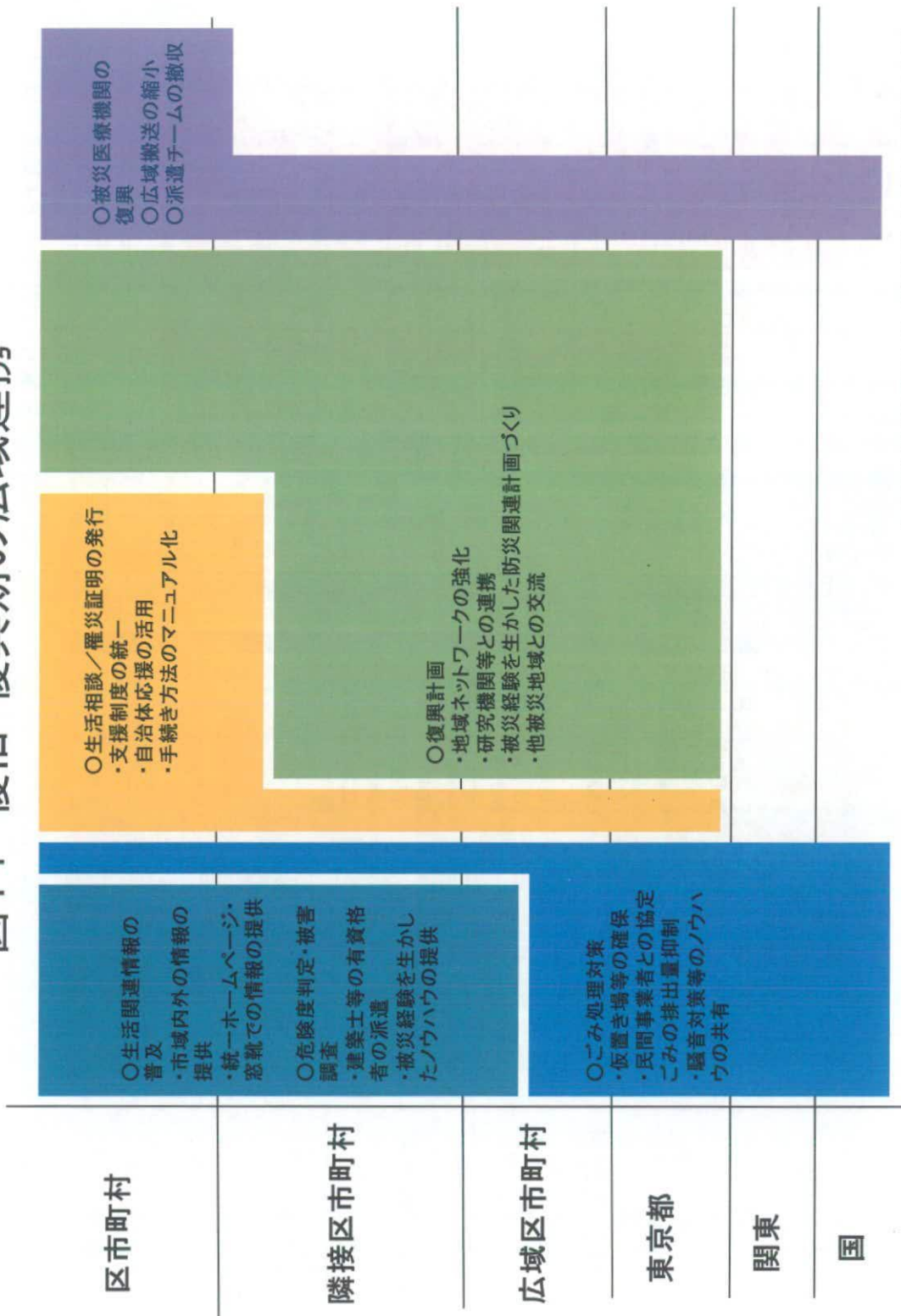
広域防災事業調査・研究報告書より筆者改編

図10 発災時の広域連携

区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○救出・救助 <ul style="list-style-type: none"> ・消防、警察、自衛隊等との情報共有 ・民間事業者からの重機貸出 ・救助作業のノウハウの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・物資集積拠点の選定 ・流通備蓄の活用 ・民間事業者との物資提供に関する協定 ・集配・配給のノウハウの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・市境の避難施設の共有 ・関連情報の共有 ・民間施設の利用 ・避難所運営マニュアルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○給食・給水 <ul style="list-style-type: none"> ・給水拠点の選定 ・流通備蓄の活用 ・民間事業者からの物資供給 ・効果的な給水方法 ・生活用水、トイレ用水の確保 ○トイレ・し尿処理 <ul style="list-style-type: none"> ・流通備蓄の確保 ・共同備蓄 ・民間事業者とのトイレ提供に関する協定 ・水がない場合の利用ノウハウ ・衛生対策
隣接区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・市境の介護・福祉施設の共有化 ・介護事業者からの支援者の派遣 ・地域の支援者（ボランティア）の派遣 ・避難所における介護ノウハウの共有 ・福祉避難所の起動 ・広域搬送の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・共通の帰宅道路を利用する自治体間で連携した中継拠点の運営 ・民間事業者からの一時収容・宿泊施設の提供 ・公共交通機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体への措置 <ul style="list-style-type: none"> ・安置場所の確保 ・情報共有 ・民間事業者との協定 ○応急危険度判定等二次被害防止 ○被害認定 ○被害調査 	
広域区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○医療 <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の被害確認 ・医療従事者の派遣調整 ・人的・物的需給の総合調整 			
東京都				
関東				
国				

広域防災事業調査・研究報告書より筆者改編

図11 復旧・復興期の広域連携



広域防災事業調査・研究報告書より筆者改編

保健所の BCP（Business Continuity Plan；事業継続計画）

1. 保健所 BCP 作成の基本方針

1. はじめに

現在、地震等の防災対応の手法として企業を中心に導入されつつある BCP をもとに、新型インフルエンザ対策の一環としての BCP（BCP in the Public Health Services）について考察した。

BCP（事業継続計画）が日本で最初に大きな注目を集めたのは、2001 年 9 月に起こった米国の同時多発テロのときである。現場に近いメリルリンチなどの企業は、BCP に沿ってあらかじめ準備してあったバックアップオフィス等を活用することによって、業務の中断を最小限に抑えることができた。これを契機に BCP への認識が高まった。

事業継続計画（Business Continuity Plan；BCP）とは、緊急時の指揮命令系統の整備、バックアップシステム、バックアップオフィスの確保、代替要員の確保、安否確認の迅速化、マニュアル等の整備を行うことにより、不測の事態が発生し業務が中断した場合であっても、できる限り短期間で重要な業務を再開させ、業務中断による顧客の流失、マーケットシェアの低下、企業評価の低下を防ぐための経営戦略である。これは企業にとっての“BCP”の策定は、文字通り“BCP”である。つまりその目的は事業の継続、そして企業の存続なのである。米国では、金融業界の取り組みで始まった事業継続が保健医療部門に波及し、その他の業界にも徐々に浸透している。

では、行政にとって、保健所にとっての BCP の策定理念は何であろうか？この点を明確にした上で、健康危機管理業務に対する BCP を考えていく必要がある。

2. 行政にとっての BCP

行政が BCP を策定する目的は、国民や地域住民に対して発災後も平時の行政サービスは中断せず、また危急時の行政需要にも対処できる体制を構築する必要があるからである。また、機能しないマニュアル中心主義に代わって現場の実情に即応した BCP を普及していく必要がある。

それから、健康危機管理に関する業務をはじめとして行政サービスの内容の優劣は国民や住民が判定すべきであるが、現在住民に情報提供されている資料から住民が他の自治体等と比較して自身が居住している自治体の格付け評価を正当に行うことは極めて困難である。行政の BCP は自治体の防災への取り組みの程度や内容の評価を住民ができるようにする制度である。

3. BCP（事業継続計画）の概要

BCP（Business Continuity Plan；事業継続計画）とは、緊急時の指揮命令系統の整備、バックアップシステム、バックアップオフィスの確保、代替要員の確保、安否確認の迅速化、マニュアル等の整備を行うことにより、不測の事態が発生し業務が中断した場合であっても、できる限り短期間で重要な行政サービスを再開させ、業務中断による国民・住民への影響を最小限にし、国民・住民の福祉を確保するための戦略である。平時の行政サービスも必要最小限継続しつつ、緊急時に優先すべき行政需要にも対応できる計画を平時から策定することが重要である。

4. 企業における BCP の運用・改善のマネジメントサイクル

BCP は、「方針」⇒「ビジネス影響度分析」⇒「BCP 策定」⇒「モニタリング」⇒「プロセスの改善」⇒「目標の修正」というマネジメントサイクルに従って運用・改善がなされる。

企業を例にとると、BCP の内容は、海外企業の要請で形式的に作っているものや、従来の防災マニュアルや危機管理マニュアルに手を加えたに過ぎない初歩的なものから、BCP のマネジメントサイクルによって実際に起きると予想されるシナリオに対応でき、内部管理のフローなど現場に浸透しているレベルのものまで多様である。BCP と従来の防災計画、危機管理マニュアル類との違いは、BCP には緊急時における業務の優先度が定められている等、企業経営と連動していることである。

〔表 5〕但し、防災計画の中にきちんと復興復旧までの計画を組み込んでおり、実質的に BCP に近いものを作成している企業もある。BCP は地震災害だけに留まらず、テロや SARS といった様々リスクに対応した計画を指すものであり、そのレベルでの BCP を作成している日本の企業はまだ多くはない。しかし、2004 年 10 月に起こった新潟県中越地震の時、BCP 策定の有無によって企業の被災に大きな差が出た結果、BCP の重要性が実証されることとなった。〔1〕

表 5 防災対策と BCP の比較

	防 災 対 策	B C P
目的	生命安全・資産保全	重要業務の継続
内容	耐震・耐火・消火設備導入、転倒防止等災害対応体制、備蓄、安否確認システム、防災訓練等、被害状況把握、避難・救助、二次災害防止等、建物・設備の復旧等	左記内容に加え、優先業務の特定、目標復旧時間とレベル設定など、通常業務・運用への切り替えなどが入る
範囲	本社・工場など拠点ごとの対策でもよい	サプライチェーンごとの対策
コスト	企業の規模、部門の規模に比例	重要業務への対策のレベルによる
効果	安全性・人道上的の評価が大きい	ビジネス上の評価が大きい

出典：〔1〕より、東京海上日動リスクコンサルティング資料等より作成

5. BCP 策定に関する行政機関の動き

国では防災担当大臣が主催した「企業と防災に関する検討会議」が 2003 年 4 月に公表した「企業と防災～今後の課題と方向性～」の中で、企業のリスクマネジメントとして BCP 策定のための環境整備が必要であることが盛り込まれた。経済産業省が 2005 年 3 月「企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会」の中で IT を中心とした内容に対して BCP のガイドライン化を提言している。さらに政府中央防災会議の「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」企業評価ワーキンググループにおいて 2005 年 8 月に BCP ガイドラインが発表された。中小企業庁においても、BCP のガイドラインの作成が行われており、2006 年 2 月に同庁のホームページに公開された。BCP の促進を図る NPO が設立されるなど、BCP の普及促進に向けて官民あがての体制は整備されつつある。[1]

また、災害や事故が発生（あるいは発生の可能性）を検知してから、初期対応を実施し、BCP が発動されるが、その際、発生事象の確認、対策本部の速やかな立ち上げ、確実な情報収集、BCP 基本方針の決定がポイントとなる。

6. 住民への公開

事業継続計画の策定、訓練、評価及び発災後の対応など一切の情報を住民に公開し、評価を受けるべきである。

7. 検討する項目

1. 発生事象の確認及び情報伝達
2. 安全確保、安否確認
3. 職員の配置
4. 被害状況の確認
5. 業務影響の確認
6. 基本方針の決定
7. 対応の優先順位の決定
8. 復旧目標の決定
9. 初期対応の実施

8. BCP（事業継続計画）の各ステップ

BCP は、“ステップ 1”の「BCP 発動フェーズ」、 “ステップ 2”の「業務継続・業務再開フェーズ」、 “ステップ 3”の「業務回復フェーズ」、そして“ステップ 4”の「前面復旧フェーズ」から構成されている。それぞれの状況判断材料や対応の内容については以下に詳細に示している[2]。

(1)ステップ 1 BCP 発動フェーズ

災害や事故の発生（あるいは発生の可能性）を検知してから、初期対応を実施し、BCP 発動に至るまでのフェーズで、発生事象の確認、対策本部の速やかな立ち上げ、確実な情

報収集、BCP 基本方針の決定がポイントとなる。指揮命令、派遣要請及び待機要請基準、

* 健康危機管理事象の程度に応じて、以下の事項のうちのいずれかは省略可能である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 発生事象の確認② 被害状況の確認③ 職員の安全確保、安否確認④ 対策本部の立ち上げ⑤ 行政業務影響の確認⑥ 情報伝達手段の確認及び確保⑦ 指揮命令系統の確認及び確保⑧ 職員配置の決定⑨ 基本方針の決定⑩ 派遣要請、待機要請等⑪ リスクコミュニケーションの実施<ul style="list-style-type: none">マスコミ対応a. 取材・会見対応の準備b. プレス・リリース原稿、
Q & A の作成 |
|--|

(2) ステップ 2 業務継続・業務再開フェーズ

BCP を発動してから、バックアップサイト・手作業などの代替手段により業務を再開し、軌道に乗せるまでのフェーズで、しかも代替手段への確実な切り替え、復旧作業の推進、要員などの経営資源のシフト、BCP 遂行状況の確認、BCP 基本方針の見直しがポイントとなる。そして、最も緊急度が高い（基幹業務）の再開が必要となる。

* 健康危機管理事象の程度に応じて、以下の事項のうちのいずれかは省略可能である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 対応の優先順位の決定
(本来業務と非常時優先業務（健康危機管理業務）の配分等)② 人的資源の確保③ 活動拠点あるいは代替施設（オフィス）の確保④ 物的資源及び物流ルート of 確保⑤ 復旧目標の決定
(健康危機管理事象の克服までの時間等)⑥ 初期対応の実施⑦ リスクコミュニケーションの実施（報道モニター（論調分析））⑧ 活動の総合調整を行う
(追加支援の要請等：2次派遣の要否等) |
|--|

(3)ステップ3 業務回復フェーズ

健康危機管理対象業務に対する支援が一段落して、業務縮小や終了時期が現実に視野に入り、かつ、本来業務の前面復旧に取り組むことができるようになった時期のことである。

健康危機管理対象業務が順調に縮小あるいは完了しつつあることや、それらの目途について関係者が情報を共有する必要がある。

*健康危機管理事象の程度に応じて、以下の事項のうちのいずれかは省略可能である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①健康危機管理対象業務の回復状況の確認②追加要員・資源の投入の必要性の確認③対応の優先順位の入替え（配分等の見直し）
（本来業務を主とし、非常時優先業務（健康危機管理業務）を縮小していく）④健康危機管理業務の終了のタイミングの決定⑤職員の再配置⑥残された健康危機管理業務のモニタリング⑦問題点の点検・把握⑧BCP基本方針の見直し⑨リスクコミュニケーションの実施 |
|--|

(4)ステップ4 前面復旧フェーズ

平常業務に完全復帰する時期である。

事業全体を総括し、調査結果を公表し、再発防止策を講じるなどの作業を通じて BCP を改良して行く。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①健康危機管理対象業務の終了確認および本来業務の前面復旧の決定②総括<ul style="list-style-type: none">・被害状況のまとめ・住民や関係者への影響のまとめ・再発防止策の検討・BCP見直しの実施・提供されたサービス水準の妥当性の検討・住民や関係者への事後処理の実施・本来業務への影響度の評価③リスクコミュニケーションの実施 |
|---|

9. 事業継続計画（BCP ; Business Continuity Plan）の作成による保健所健康危機管理業務の整理

(1)業務に対する影響の分析

- ① 新型インフルエンザの発生が、本庁・保健所を主とする行政業務や管内の保健医療福祉介護施設に及ぼす影響、保健所職員そして住民に対する影響を明らかにする。
- ② 保健所が保有するデータ、通信機能・連絡機能、情報提供・広報機能、それらが行政サービスに及ぼす影響を検討する。

(2) リスク評価

- ① 事象の規模と発生可能性に基づき、起こりうる保健所業務の事業中断の順位づけを行う。
- ② 保健所業務の復旧手段及び復旧目標を明確にするとともに、代替手段も考慮する。

(3) リスク管理

- ① 各課・各グループが非常時に計画が実施できるよう、これを書面で作成し、配布する。
- ② 職員等の人的資源及び物的資源のサプライチェーンを確保する。
- ③ どのような条件の場合にこの業務継続計画を発動すべきかについて具体的に定めておく。
- ④ 必要な業務を中断したときは、暫定的にどのような措置を講じるべきかを具体的に定める。
- ⑤ 災害等の有事に加えて、さらに予期せぬ脅威やそれによる組織内部の状況変化に柔軟に対応できる体制を確保する。
- ⑥ 管内の拠点となる保健医療福祉介護の機能が麻痺した場合、どのように事業を遂行し、麻痺した施設の機能を代替するか、そして麻痺した施設の機能の復旧を考えておく。
- ⑦ 行政サービスの中断や住民や関係者の身体的・精神的・経済的損失の極小化に資する計画であることを要する。
- ⑧ 外部機関や関係者と継続・回復活動を調整しながら、業務の手順と方針を確立する。

(4) リスク監視

(1) 訓練、第三者による審査および定期的更新により、事業継続計画の有効性を確保する。以下の内容についての検証を行う。

- ① 事業継続計画について各課・各グループ及び組織全体で議論する。
- ② 個別研修と集団研修を行う。
- ③ 机上演習を行う。
- ④ 特定の機能的対応力を実践、検証する（難病患者に対するサービスなど）。
- ⑤ 有事の対応をシミュレーションしたロールプレイを行い、その際、必須のステップを実際に試し、問題点を認識するとともに、困難が現実となる前に問題の解決に当たる。
- ⑥ 危機管理・対応チームの全体あるいは一部を動員する。
- ⑦ 各課・各グループに指令、統制、評価、活動、計画など、一連の双方向的機能を実践させ、その緊急事態処理能力を確かめる。
- ⑧ 本庁担当者及び保健所所長等の幹部の有事対応・意思決定能力を確かめる。

調整と意思決定の役割を現場で遂行する。

- ⑨ 日常業務でなされる実際の通報、人的・物的資源動員のなかで、有事の際の事業継続計画の有効性を検証する。
- ⑩ 事業継続計画の監査は少なくとも年 1 回実施する。その報告書は本庁や保健所幹部に提出するとともに住民に公表し評価を求める。
- ⑪ 事業継続計画の検証と訓練は、第三者が審査すべきである。
- ⑫ 上記の作業を通じて危機対応機能を検証する。

II. 保健所 BCP が有すべき内容

1. 趣旨

新型インフルエンザ感染が生じたときに、保健所における業務を継続して住民に提供し、危機事象発生時における住民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限度にとどめるための計画である。

2. 基本方針

新型インフルエンザ感染症対応を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。そのために必要となる人員や検査試薬などの物資の確保、配分を調整するものである。一方、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

3. 位置づけ

保健所の BCP（事業継続計画）は、都道府県本庁の BCP や防災計画、新型インフルエンザ対応マニュアルなどとの整合性および連続性を保ちつつ作成されなければならない。

4. 想定する危機事象

新型インフルエンザが保健所管内あるいは保健所が属する都道府県などで発生した場合。

5. 保健所対策会議の設置及び構成員

保健所長を対策責任者として関係する職員等で構成され、保健所内に設置される。

6. 新型インフルエンザ発生による業務継続への影響

(1) 職員の被災

新型インフルエンザでは、日常業務に従事している職員が健康被害を受けることはまず考えられない。しかし、感染が認められ感染対策に従事している職員が、感染者などリスクが高い対象者に接する際には、感染して業務に従事することが困難となる事態も想定される。こうした事態も考慮して、業務継続のためには、保健所の組織や人事・業務管理が

いかなる被害を受けるか、見極めることが必要である。

感染の危険性が高い業務に従事する職員が感染し、欠勤した場合の代替要員の確保が必要である。特に技術職など代替要員に限られる職種の代替計画は、事前に作成しておく必要がある。また、代替要員の確保がむずかしいときは、欠勤者数を当初から組み込み、最小人員で業務が継続できる計画の策定と執行が重要である。

新型インフルエンザの感染極期のときは社会機能が低下することから、交通機関に影響が生じることがある。その場合の代替交通手段などの確保も視野に入れておく必要がある。

7. 危機事象時の業務

業務継続計画の内容は以下のものを含める必要がある

- ①危機事象発生時における非常時優先業務を把握すること
- ②非常時優先業務を実施するに際して支障となるような資源(職員や資機材等)を把握すること
- ③危機事象発生時には、必要に応じて部局間での職員の配備に関して、応援・受援を行うこととし、そのための準備(動員可能人員の把握や応援受援助の方針の確認など)を行うこと

8. 非常時優先業務の業務継続のための執務体制の整備

(1) 初動体制確保の方針

- ① 国や本庁、関係者からの連絡を受けて後、10～30分以内を目途として情報連絡体制を確保する。夜間、祝祭日などの勤務時間外に連絡があった場合には、衛視が体制を確保する。
- ② 保健所庁合から原則、半径5km以内に居住する職員を登庁する手段等も考慮しながら初動要員としてあらかじめ指定し、保健所に報告しておく。なお、平時から参集可能職員数を把握しておく。
- ③ 国や本庁、関係者からの連絡を受けて後、30分以内を目途として保健所対策本部の初動体制を確保する。保健所に出勤した初動要員が体制を確保し、続いて出勤した職員から順次、初動体制の確保に向けた業務を開始する。

■ 初動体制の迅速な確保

人命の保護、感染拡大の防止のためには、新型インフルエンザの発生直後の初動体制の確保が、極めて重要である。初動体制は、次の事項について速やかに行うべきである。また、チェックリストやマニュアル等にして整理し、定期的に研修会や訓練を実施する。

- 夜間、祝祭日などの勤務時間外に発生した場合の初動要員の迅速な参集
- 保健所対策本部の自動設置
- 夜間、祝祭日などの勤務時間外に発生した場合の職員の緊急参集
- 第1回保健所内会議の実施(情報の収集・集約・報告・実施すべき対策の検討、必要に応じて関係者の参加を要請する)

- 非常時優先業務実施体制への移行
- 保健所対策本部の運営
- 新型インフルエンザ対策として規定されている業務の実施
- 継続の必要性の高い通常業務の実施
- 相談窓口の設置
- 保健所内会議は当面の間、毎日定期的開催

■ 初動要員の業務

- 新型インフルエンザ感染症に関する初期情報を本庁などに問い合わせ、情報を収集するとともに、管轄市町村や学校、医師会などの関係者に伝達する。
収集した情報は、時刻、相手方の所属・氏名を確認してメモなどの文書記録として残しておく。
- ホームページや電話相談窓口の設置（住民・マスコミ対応）
- 保健所対策本部の立ち上げを行うとともに順次出勤してきた職員に情報や業務を引き継いでいく。

- ④ 本庁、関係者からの連絡を受けて後、1時間を限度として第1回保健所対策本部会議を開催する。

(2) 所属保健所以外への職員の参集

夜間、祝祭日などの勤務時間外に召集された場合、公共交通機関などが停止していることから、所属保健所に連絡して指示を受けるか、あるいはあらかじめ参集すべき庁舎などを指定しておき、その指揮命令系統に組み込まれることとする。

9. 通常業務の取扱い

住民の生命、身体、財産への被害を最小限にする必要があることから、平時の業務を限定して提供しなければならない。住民の生活に直接的に影響を与えない通常業務は、積極的に休止・抑制すべきであると考えられる。また、予定している行事や催し物は速やかに延期・中止する旨、公表する。

- ① 継続性が高い通常業務の把握
- ② 継続性が高い通常業務の実施体制の確保

10. 情報の収集・集約・分析・提供

(1) 情報収集体制の確保

新型インフルエンザ発生後は、住民や関係者、マスコミに現況や対応状況などの情報を適切に提供するための体制の迅速な整備（たとえば1時間を目途に）が必要である。これらの情報については、一元的管理が重要である。

(2) 情報収集・集約